平成２５年（フ）第１２６７４号
埼玉県所沢市上新井３丁目40―５
債務者　中澤　健哉
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６７６号
東京都町田市忠生３丁目３－４
債務者　松尾　寿恵
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８１号
東京都清瀬市松山２丁目１－６―401
債務者　小金井祐香
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８３号
東京都西東京市北原町１丁目25―６
債務者　宇都　榮一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８７号
東京都世田谷区上北沢１丁目32―４―208
債務者　本田　　新
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８８号
千葉県佐倉市宮ノ台３丁目２－５―402
債務者　角山　淳一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９３号
東京都府中市晴見町１丁目28―６―703
債務者　山下　秀子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９４号
東京都中野区東中野２丁目３－３―602
債務者　及川　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９５号
東京都杉並区荻窪２丁目30―８―411
債務者　本間　和樹
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９６号
東京都千代田区飯田橋４丁目５－６　ＥＣＳ第３ビル４Ｆ
債務者　松田　大平
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７０１号
東京都江戸川区松島４丁目45―１
債務者　西田耕太郎
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７０９号
東京都江戸川区篠崎町４丁目30―８―203
エスポワール篠崎３
債務者　阿部　雅子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７１２号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－９―1001
債務者　濱浦美栄子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０９３号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅35―405
債務者　渡邊　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２５号
東京都町田市鶴川６丁目８番地16の202
債務者　田中　舒行
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５２３１号
大阪府門真市月出町６番36―302号
債務者　濱田　聖子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部